

くまモンポート八代（緑地・駐車場）使用上の注意

施設管理者：八代港国際旅客船拠点指定管理者 株式会社 緑研

1 備品等

- (1) 基本的にくまモンポート八代にはイベントに必要な備品等がないので、主催者で準備すること。
- (2) また、下記の設備についてもないので、主催者で準備するとともに、設置計画について事前に施設管理者に相談すること。

①電気設備 ②水道設備 ③ガス設備

- (3) 火器を使用する場合は、施設管理者に事前に申し出ること。

※ 火気を使用する場合は、消火器を準備の上、耐熱板を使用すること。また、必要に応じて、消防署への申請手続を行うこと。

2 飲食物の提供・販売

- (1) 当該箇所で営業を認める営業許可証を取得すること。
※ （キッチンカーの場合）営業許可証の種類が、自動車による飲食店営業であること。
- (2) 食品衛生管理者又はそれに代わる資格を有する者及び保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者が行うこと。
- (3) 施設管理者から求められた場合、保健所への許可申請書及び許可書の写しを提出すること。
- (4) 食品の取り扱いに関しては、食品衛生法及び関連法令の規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うとともに、使用者各自が自己責任として、食中毒等の事故の発生防止を徹底すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、飲食物の提供中止を施設管理者から求められた場合は、これに従うこと。

3 酒類の提供・販売

- (1) 酒類の提供販売は可とする。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止やイベント等の内容に著しくそぐわないという理由により、提供・販売中止を施設管理者から求められた場合は、これに従うこと。
- (2) 施設管理者から求められた場合、酒類販売業免許通知書の写しを提出すること。
- (3) 下記のことについて、注意・徹底を図ること。
 - ① 未成年者への酒類の提供販売はできないこと。
 - ② 車で来場されているお客様への酒類の提供販売はできないこと。
 - ③ 著しい多量の酒類の提供販売等の公序良俗に反する行為はできないこと。

4 清掃・ゴミの処理

- (1) 使用期間中の使用許可区域の清掃は、使用者側で行うこと。

- (2) 使用後も、使用範囲の清掃を実施すること。
- (3) 施設内には来場者のためのゴミ箱はないので、必要に応じ使用者側で準備すること。また、使用に際し発生するごみは使用者が持ち帰ること。

5 喫煙

敷地内は全面禁煙とすること。

6 感染症対策

業種別ガイドラインのほか、施設管理者が定めるガイドラインを遵守すること。

7 遵守事項

(1) 暴力団の排除

- ① 使用者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- ② また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有していないこと。
- ③ 申請に係る使用は、暴力団を利することとなる使用ではないこと。
- ④ 第三者を、使用許可を受けた区域内で活動させる場合にあっては、当該第三者は、暴力団及び暴力団員に該当する者ではないこと。

(2) 使用時間

使用時間は、施設管理者が認める時間とすること。

(3) 使用範囲

使用範囲は、施設管理者が認める区域とすること。

(4) 営業・販売品目

- ① 品目は、施設管理者が認めたものとする。
- ② 販売価格は、社会通念上適正な価格設定のものとする。

(5) 目的外使用の禁止

- ① 承認を受けた目的や内容と相違した使用は行わないこと。
- ② 施設利用者を営業の対象とし、施設内に向けた営業とすること。（道路に向けた営業は行わないこと。）

(6) 行為の禁止

- ① 使用許可の権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸し、又はその権利を担保に供しないこと。
- ② 政治的又は宗教的な、勧誘活動及び普及宣伝活動等の行為は行わないこと。
- ③ 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する行為は行わないこと。
- ④ 施設管理者との協議を経ずに行う営利を目的とした物品販売は行わないこと。
- ⑤ あらかじめ承認を受けずに敷地内で寄付金の募集を行わないこと。
- ⑥ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の行為は行わないこと。

- ⑦ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為は行わないこと。
- ⑧ あらかじめ承認を受けずに危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。又はそのおそれのある者を入場させないこと。
- ⑨ 騒音若しくは怒声を発し、若しくは暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をせず、又はそのおそれのある者を入場させないこと。
- ⑩ あらかじめ承認を受けずに施設等に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。
- ⑪ 上記の他、施設管理者が利用との関連性が低く、必要とみなすことができないと判断する行為は行わないこと。

(7) その他

- ① 熊本県港湾管理条例第5条第1項の承認を受けた書面を現地に所持しておくこと。
- ② 駐車場以外の敷地内を車両で移動する場合は、ハザードランプを点滅し、最徐行すること。
- ③ BGMなどの放送は、周辺の通行者及び近隣住民の苦情がない範囲とすること。
- ④ 施設の鍵の貸出と返却については、施設管理者の指示によること。

8 許可の取消等

次に該当する場合、使用許可の取消、使用の停止または制限を行うことがある。なお、そのことにより使用者が損害を被った場合も、県はその責めを負わない。

- ① 許可の条件に違反し、または違反するおそれのあるとき
- ② 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたことが明らかになったとき
- ③ 納期限までに使用料の納入がないとき
- ④ 自然災害等不可抗力による施設設備の破損等、使用に危険性が認められるとき
- ⑤ 大規模災害発生時に熊本県が広域防災活動拠点として使用するとき
- ⑥ 「使用上の注意」が遵守されないとき
- ⑦ その他、施設の管理運営に支障が生ずるおそれがあるとき

9 使用者の責任

(1) 安全管理

- ① 使用者は、善良な管理者の責任をもって施設を使用しなければならないこと。
- ② 火災、盗難等の発生防止に努めること。
- ③ 使用者は出展業者、関連業者、装飾業者、その他下請業者等の行為も含め使用期間中に発生した火災及び事故等において一切の責任を負うこと。
- ④ 使用者は、自己の責任において展示品等の管理を行うこと。施設管理者は展示品等の盗難などについての責任は一切負わないこと。
- ⑤ 施設及び設備等の使用に伴う安全の確保等については、使用者の責任と負担により行うこと。
- ⑥ イベントの規模等に応じ、施設管理者の指示に従い、駐車場等に警備員を配置すること。
- ⑦ 周辺の交通規制が必要な場合は、事前に警察との協議を行うこと。

(2) 苦情等の対応

施設の使用に起因した周辺住民や利用者への苦情等の対応は、使用者が主体となって、施

設管理者と協議しながら行うこと。

(3) 報告の義務

- ① 出店範囲などの出店開始前と出店終了後の写真撮影を行い、施設管理者がその提出を求めたとき、施設管理者に提出しなければならない。
- ② 施設及び設備等の使用を終了し、又は熊本県港湾管理条例第12条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者の責任と負担により、速やかに使用に係る施設等を原状に復し、係員の点検を受けること。
- ③ 施設や設備をき損し、又は滅失した場合は、直ちにその旨を施設管理者に届け出ること。

(4) その他

- ① 施設管理者から使用上の指示を受けた場合は、それを拒んではないこと。
- ② 開園時間外に搬入搬出を行う必要がある場合、関係者以外の者が施設内に立ち入ることのないよう、適切な警備体制をとること。
- ③ 使用期間中の警備、清掃及びごみ処理については、使用者の責任と負担により行う必要があること。

〈お問い合わせ先〉

八代港国際旅客船拠点指定管理者 株式会社緑研 くまモンポート八代公園管理事務所

受付時間：9：00～17：00（休園日を除く）

〒866-0034 熊本県八代市新港町1丁目25

TEL：0965-44-9040 Mail：kumamonport8246@horobasha.co.jp